佐渡市民憲章（案）にご意見をお寄せください

市では、佐渡市の市民憲章制定に関して、現在、佐渡市市民憲章等審議会において審議しています。

市民憲章が、市民の皆さまにとりましてより身近で、より親しみのあるものとするために、審議中である佐渡市民憲章（案）を公表し、広く市民の皆さまから意見をお聞きすることといたしました。

提出いただいた意見につきましては審議会へ提出し、考慮したうえで、佐渡市民憲章を制定していきたいと考えていますので、皆さまからのたくさんのご意見をお待ちしています。

なお、意見提出の方法は、次のとおりです。

佐渡市民憲章（案）意見提出について

①公表する内容
- 佐渡市民憲章作成方針
- 佐渡市民憲章（案）

②意見を提出できる方
- 佐渡市内に住所を有している方

③募集する意見の内容
- 佐渡市民憲章（案）について（右記以外の意見提出につきましては、ご遠慮ください）

④提出方法
- 「住所」、「氏名」、「性別」、「年齢」および市民憲章（案）に対する意見（200字以内）を記入した文書を、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参により提出してください。
- 様式につきましては、任意ですので必要事項をご記入の上、提出してください（なお、電話による意見はお受けいたしませんのでご了承ください）。

⑤意見提出期間
- 2月15日（火）～3月14日（月）（必着）

⑥提出先
- 郵送・ファクシミリ・電子メールで提出する場合
〒952-1292
（住所の記載は不要です）
佐渡市役所　企画情報課
総合調整係
☎63―4152
FAX　63―5125
E-mail　kikaku@city.sado.niigata.jp
佐渡市ホームページアドレス
http://www.city.sado.niigata.jp/
- 直接持参する場合
市役所　企画情報課　総合調整係
または　各支所　地域振興課

佐渡市民憲章の作成方針

1市7町2村の佐渡島は、平成16年3月1日をもって一島一市となり、佐渡市として新たな歴史を刻み始めることとなりました。これを機に、島は一つという原点に立ち、これから歩むべき道しるべとして、市民憲章を定めることといたしました。

市民憲章の作成に当たっては、他市のものを参考としながら、前文は主旨を定め、主文は見出しをつけて5条で構成しています。

文書は簡潔に親しみやすい表現としており、さらに佐渡というイメージを強くアピールすることに配意するとともに、理想像を掲げ社会生活における努力目標といたしました。

市でありますが、面積の広い佐渡は、多くの特色ある「まち」によって成り立っているので、全ての条文の末文は「まちをつくりましょう」と統一して作成いたしました。

なお、答申の前に広く市民の意見をお聞きすることといたしました。

佐渡市民憲章（案）

佐渡は、四季折々の美しい自然と輝かしい歴史と文化を誇る島です。

わたしたちは、一島一市の誕生を機に未来を展望し、人の和とたゆまぬ努力によって住みよい佐渡市を築く道しるべとして、ここに憲章を定めます。

トキの舞う美しい島
豊かな自然を大切にし、トキと共に住める美しいまちをつくりましょう。

働く汗の光る島
勤労に意欲と誇りをもち、創意を生かし活力あるまちをつくりましょう。

文化の薫るおけさの島
伝統と文化遺産を継承し、学びあい、文化の薫り高いまちをつくりましょう。

笑顔と長寿の明るい島
スポーツに親しみ、心と体を鍛え健康で明るいまちをつくりましょう。

人情と優しさのあふれる島
共に助け合い、希望と生きがいに満ちた住みよいまちをつくりましょう。

字の名称が一部変更になります

市町村の合併協議の中で、町名・字名の取り扱いについては、「**新市発足後速やかに、旧市町村ごとに地域審議会等の場において検討する**」ことで新市に申し送られていました。

これに基づき各地区の地域審議会で検討が重ねられた中で、先に字名変更の答申が行われた羽茂地区と金井地区については12月議会で議決され、このほど県への申請手続きが完了し、県報告示が行われました。

平成17年4月4日（月）から、次のように字の名称が変更になりますのでお知らせします。

	変更前		変更後
金井地区	北新保	→	金井新保
羽茂地区	滝　平	→	羽茂滝平
	大　崎		羽茂大崎
	飯　岡		羽茂飯岡
	上山田		羽茂上山田
	大　橋		羽茂大橋
	大　石		羽茂大石
	三　瀬		羽茂三瀬
	村　山		羽茂村山
	亀　脇		羽茂亀脇
	小　泊		羽茂小泊

※番地・郵便番号は変わりません。

佐渡市都市計画審議会の委員が決まりました

○都市計画審議会とは
都市計画に関する調査・審議を、市長の諮問を受けて行う市の附属機関です。

○都市計画とは
農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画です。

都市計画審議会委員

①知識経験のある者
齋藤　甲子郎　両津
長谷川　英夫　畑野
本間　達也　佐和田

②市議会議員
大澤　祐治郎　佐和田
小田　純一　畑野
川上　龍一　新穂
近藤　和義　金井
志和　正敏　真野
末武　栄子　相川
本間　千佳子　両津

③関係行政機関の職員（新潟県）
矢代　晴久　畑野
坂口　光男　相川
堀　一好　金井
菊池　潔　新穂

④市民
計良　ミハル　畑野
坂本　久和　相川
橘　光治　金井
仲川　純子　新穂
中川　昌司　両津
永松　武彦　相川

がんばろう新潟・佐渡キャンペーン島内利用券（商品券）取扱い事業者を募集します。

昨年の水害、台風、中越大震災などにより観光客が減少し、佐渡の経済に大きな影響を与えました。この事態を打開すべく緊急経済対策の一環として、佐渡で3月、4月に宿泊される観光客を対象として、1000円の島内利用券（商品券）を発行します。これは観光客の誘致と経済の活性化を図り、地域振興に資することを目的として実施されるものです。

取扱い事業者の登録
島内利用券（商品券）は、あらかじめ「がんばろう新潟・佐渡キャンペーン実行委員会」に登録した事業者でなければ取扱うことはできません。登録できる業種はおおむね次のとおりです。

日常的な小売業や飲食店のほか、クリーニング店、理髪店、宿泊業、観光施設等の各種サービス業

島内利用券を取扱う民間事業者は、申請により登録証明書を交付します。個別の民間業者を構成員とする包括的な団体（商工会、商店会、事業者による組合等に限る）も登録可能。

申請書提出　2月15日（火）～25日（金）
午前8時30分～午後5時

■問い合わせ・申請書提出先
市役所観光商工課または各支所の地域振興課（申請用紙あり）
がんばろう新潟・佐渡キャンペーン実行委員会
☎63―5116